

告 示 第 1 1 4 2 号

令和 8 年 1 0 月 2 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

自転車等の撤去及び保管について（公示）

鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例（平成 8 年条例第 1 5 号）第 2 0 条第 2 項又は第 3 6 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 3 7 条第 1 項の規定により公示します。

記

1 自転車等を撤去した場所

別紙「自転車等撤去場所一覧表」のとおり

2 自転車等を撤去した年月日

令和 8 年 9 月 1 1 日から同月 2 0 日まで

3 撤去した自転車等又は売却代金を保管する期間

令和 9 年 4 月 2 日まで（公示の日から起算して 2 月を経過してもなお自転車等の引取りがない場合は、当該自転車等の売却又は廃棄等の処分をすることがあります。売却した場合においては、売却代金を返還します。）

4 撤去した自転車等及び売却代金の保管及び返還を行う場所

(1) 撤去した自転車等

ア 放置禁止区域内における撤去分で撤去後おおむね 2 月までの間のもの

鹿児島市自転車等一時保管所

鹿児島市南林寺町 3 0 番 3 号 電話 0 9 9 - 2 2 6 - 0 6 3 2

イ ア以外のもの

鹿児島市自転車等保管所

鹿児島市田上八丁目 2 8 番 5 号 電話 0 9 9 - 2 8 2 - 7 4 8 8

(2) 売却代金

鹿児島市建設局道路部道路管理課

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号 電話 0 9 9 - 2 2 4 - 1 1 1 1 (内線 3 3 2 6)

0 9 9 - 2 1 6 - 1 3 7 2 (直通)

5 保管した自転車等及び売却代金を返還する時間

(1) 保管した自転車等

ア 鹿児島市自転車等一時保管所

午後 1 時から午後 7 時まで

イ 鹿児島市自転車等保管所

午後 1 時から午後 6 時まで

(2) 売却代金

午前 8 時 4 5 分から午後 4 時 3 0 分まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。)